

議案第17号

摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件
摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月21日提出

摂津市長 森山 一正

提案理由

地球温暖化対策地域計画策定委員会及び小中学校通学区域審議会の名称及び担当事務を変更するため、本条例を制定するものである。

摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例

摂津市附属機関に関する条例（昭和44年摂津市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表摂津市地球温暖化対策地域計画策定委員会の項中「摂津市地球温暖化対策地域計画策定委員会」を「摂津市地球温暖化対策地域計画推進協議会」に改め、「の策定」の次に「並びにこれらの計画の推進に関する施策」を加え、別表第2項の表摂津市立小中学校通学区域審議会の項中「摂津市立小中学校通学区域審議会」を「摂津市立小中学校通学区域等審議会」に、「各学校につきその通学区域を定める」を「通学区域の設定及び変更並びにこれらの学校の規模及び配置の適正化」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表中「小中学校通学区域審議会委員」を「小中学校通学区域等審議会委員」に、「地球温暖化対策地域計画策定委員会委員」を「地球温暖化対策地域計画推進協議会委員」に改める。